

第2回北広島市特定ホテル建築規制審議会会議録

日 時	令和3年10月27日(水) 10時00分 ~ 10時40分
会 場	市役所3階会議室3D
出席委員	大山委員、櫻井委員、佐藤委員、鈴木委員、深村委員 (五十音順)
欠席委員	なし
市出席者	(市建設部) 新田建設部長、松崎建築課長、吉岡主査、今井主任、竹内主任
傍聴者	0名

1 開 会

- 委員の全員が出席していることから、審議会が成立していることを確認し、開会。
- 議事が始まるまで事務局で進行。

2 会議の公開・非公開について

会 長：全国的な審議会の状況では審議員の氏名等については公開しており、会議録の公表については、発言者の氏名を伏せて要旨のみを公表することで、審議が妨げられないこと、併せて今回の審議では、申請内容に非公開情報が含まれていないことから、会議は公開とし、会議録については、発言者名を伏せた状態で、要旨のみ公表とすることでよいか。

【異議なし】

3 会議録署名委員の指名

- 会長より審議会毎に五十音順で指名する旨を説明し、櫻井委員を指名。

4 申請建築物の概要と手続き状況について

- 事務局より、資料1を使用し、申請建築物の概要とこれまでの経緯経過を説明。

【質問・意見なし】

5 説明会結果報告書及び近隣住民からの意見書について

- 事務局より、資料2を使用し、10月7日開催の説明会では、質疑はあったが、特定

ホテルに該当するか否かを判断するホテルの構造及び設備に関する意見・質問はなかったことを説明。また、21日までに提出となっていた意見書の提出もなかった。

会 長：報告書について、本審議会は、特定ホテルに該当するか、しないかを判断するため、規則の構造及び設備に関するものについて審議する機関であり、報告書の内容は、規則の構造及び設備に関するものではないと判断するが、委員のご意見はいかがか。

【質問・意見】

A委員：議長の考えで問題ない。

会 長：規則の構造及び設備に関するものではないため、事務局から情報提供として市役所の関係部局へ情報提供することでよいか。

【異議なし】

6 規則第2条（構造及び設備の基準）について

(イ) 第1号（玄関）、第2号（フロント）、第8号（共同用便所）について

○事務局より、資料3を使用し、審議会の意見を求める必要のある規則の条項について説明。

【質問・意見なし】

会 長：規則第2条第1号（玄関）について、ホテルの設置階数が5階以上にあることから、必然的に1階又は2階に専用の玄関を設けることができない状況となっており、規則第2条第1号に反するものではないと判断し、要件を満たすものとして取り扱うことでよいか。

【異議なし】

会 長：規則第2条第2号（フロント）について、ホテルの設置階数が5階以上にあることから、1階又は2階にフロント等を設けることができない状況となっており、面積が50㎡以上あり、事務室からフロント等を見通すことができる窓があることから、規則第2条第2号に反するものではないと判断し、要件を満たすものとして取り扱うことでよいか。

【異議なし】

会 長：規則第2条第8号（共同用便所）について、ホテルの設置階数が5階以上にあることから、1階又は2階に共同用便所を設けることができない状況となっており、多機能トイレの設置や手すりの設置等があり、高齢者、身体障がい者等に配慮されていることから、規則第2条第8号に反するものではないと判断し、要件を満たすものとして取り扱うことでよいか。

【異議なし】

(ロ) 第3号（食堂等）、第4号（会議室等）、第5号（直接客室に連絡する出入口）、第6号（駐車場）、第7号（1人部屋）、第9号（外観）、第10号（精算に係る手続き）について

○事務局より、資料3を使用し、申請者の申請内容について説明。

【質問・意見】

A委員：外観の色についてマンセル値で表記しているが、具体的にどのような色か。

事務局：外壁色であるN-87程度 マンセル値N8.7とは薄いグレーである。目隠しルーバー色のN-60程度 マンセル値N6とは外壁色と比べ、少し濃いグレーとなっている。

B委員：今後、駅西口周辺の建築物の建替えや塗替え工事等あると思われるが、今回建築される複合施設の外壁色に考慮して計画されるのか。

事務局：駅西口周辺の再開発は今後10年間を通しての計画となっている。基本的には民間企業による計画となるが、市と民間企業とでパートナー協定を締結しているため、今後計画される建築物についても周辺施設と調和がとれるように計画してもらいたいという意見があったことを担当部署に伝えたいと考えている。

会 長：規則第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第9号、第10号について、要件を満たすものとして取り扱うことでよいか。

【異議なし】

7 審議会の意見書について

会 長：議事（5）の内容を踏まえ、審議会としての意見を取りまとめる。審議の結果、特定ホテルに該当しないと判断し、市長宛て意見書を提出すること
でよいか。

【異議なし】

8 閉 会

○事務局から審議会の結果を申請者に対して通知する旨を説明し、閉会。